資 料 1

相模川流域下水道事業計画変更

検討結果報告書

令和2年3月2日

相模川流域下水道事業連絡協議会

事業計画変更専門分科会経 営 専 門 分 科 会

相模川流域下水道事業計画変更検討結果報告

相模川流域下水道は、昭和44年に事業着手し、現在は9市3町の区域を対象に事業を実施しており、平成30年度末の人口普及率は95.7%となり、相模川の水質保全と流域の生活環境の改善に大きく貢献してきました。

現行の全体計画は、今後の人口減少等の社会情勢の変化などに対応するため平成 23年に改定したものですが、下水道整備の早期概成を目指し、より効率的、経済的 な整備を進めるため下水道区域の見直しを行いました。

そこで、平成30年度から今年度の事業計画変更専門分科会において全体計画を見直し、また、今年度の経営専門分科会において、負担の原則等の改正について検討を行い、ここに結論を得ましたので、別添のとおり報告いたします。

令和2年3月2日

相模川流域下水道事業連絡協議会

幹 事 会 殿

相模川流域下水道事業連絡協議会事業計画変更専門分科会議長 伊勢原市下水道担当部長石塚 俊彦経営専門分科会議長藤沢市下水道部長経営専門分科会議長藤沢市下水道部長齢木

目 次

専門	『分科会開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	p 4
1	計画汚水量等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•		p 5
2	施設計画の骨子について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•		p 7
3	設置、改築及び長寿命化対策に関する費用負担等について					9 a

専門分科会開催経過

平成 30 (2018) 年度

○ 第2回事業計画変更専門分科会

- 平成30年12月3日(月)
- ・ 全体計画見直し経緯とスケジュール、計画フレーム、計画汚水量の算出方法について説明し、各市町の数値を確認し、今後継続検討することとなった。
- 第3回事業計画変更専門分科会

平成 31 年 2 月 14 日 (木)

- ・ 全体計画見直しの計画フレーム、計画汚水量の算出方法及び各市町の数値について合意した。
- ・ 設置、改築及び長寿命化対策に関する負担の原則3項について、改正の必要性を説明した。
- ・ 全体計画見直しに伴う、設置、改築及び長寿命化対策に関する負担の原則の改正予定に ついて説明し、今後継続検討することとなった。

令和元 (2019) 年度

○ 第1回事業計画変更専門分科会

令和元年 12 月 19 日 (木)

- ・ 相模川流域下水道全体計画について合意した。
- ・ 設置、改築及び長寿命化対策に関する負担の原則3項の改正案について合意した。
- 相模川流域下水道事業計画変更検討結果報告について合意した。
- 第1経営専門分科会

令和2年1月28日(火)

- ・ 計画汚水量の変更よる関連市町間の負担比率の変更について合意し、これまでの建設負担金については精算しないこととした。
- ・ 設置、改築及び長寿命化対策に関する負担の原則の改正案について合意した。

1 計画汚水量等について

(1) 計画変更の経過

相模川流域下水道事業は、流域の生活環境の改善、水道水源の水質保全を目的として、昭和44年に着手し事業を進めてきた。

現行の計画は、今後の人口減少等の社会情勢の変化などに対応するため平成 23 年度に改定したものだが、その後「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」(平成 26 年 1 月農林水産省、国土交通省、環境省三省連名通知)を受けて、下水道整備の早期概成を目指し、計画目標年次、計画処理区域の検討、計画処理人口、汚水量原単位の推計など、計画の見直しに平成 30 年度より着手した。

(2) 計画変更の概要

· 基準年次、計画目標年次

現行計画は基準年次を平成 20 年度、計画目標年次を平成 42 (2030) 年度としているが、 基準年次を平成 29 年度に変更し、計画目標年次は上位計画と整合を図り令和 12 (2030) 年度とした。

· 計画処理区域

現行の計画処理区域に対し、設定されている市街化区域をもとに、人口減少等の動向を 考慮した上で、合併処理浄化槽との経済性比較の反映や非可住地区の区域の見直しを行い、 全体計画区域を398~クタール減の約30,200~クタールとした。

・計画処理人口 計画処理区域の縮小、最新の人口推計等を反映し、約 180 万人とした。

• 計画汚水量

計画処理区域の縮小、計画処理人口の減少、給水量実績等を反映し、計画汚水量(日最大)を現行計画の約93.3万m3/日より約2万8千m3/日下方修正し、約90.5万m3/日とした。

	既計画		見直し後計画	備考
計画目標年次		平成 42 (2030) 年度 令和 12 (2030) 年度		
計画	ī処理区域	30, 596. 83 ha	30, 198. 62 ha	398.21ha の減
計画処理人口		1,841,000 人	1,796,800 人	44, 200 人の減
計画汚水量原単位		240~	240~	
(生活汚水)		260 L/人・目	260 L/人・目	
計(左岸処理区	574,165 m3/日	566,788 m3/日	
計画汚	右岸処理区	358,970 m3/日	338,578 m3/日	
水大量	合 計	933,135 m3/日	905,366 m3/日	2万8千m3/日の減

表-1 計画変更の概要

表-2 計画汚水量総括表

日平均 2030(令和12)年度

処理	±₩	計画区域 計画人口				日平均計画汚	水量(m3/日)		
区	市町	(ha)	(人)	生活	営業	地下水	工場	開発(その他も含む)	合計
	相模原市	10169.80	677,000	162,480	26,689	23,695	28,341	2,761	243,966
	平塚市	11.40	500	123	20	18	545	0	706
	藤沢市	601.76	18,900	4,536	987	662	590	638	7,413
左岸	茅ヶ崎市	3085.99	234,300	57,404	7,727	8,201	9,633	601	83,566
処	海老名市	1718.70	140,000	33,600	6,891	4,900	12,993	0	58,384
理区	座間市	1372.60	120,800	30,804	2,556	4,228	4,688	0	42,276
	綾瀬市	640.60	19,700	4,728	692	690	5,322	157	11,589
	寒川町	923.35	48,300	11,834	1,926	1,691	12,202	230	27,883
	小 計	18524.20	1,259,500	305,509	47,488	44,085	74,314	4,387	475,783
	平塚市	3620.99	234,900	57,551	12,029	21,141	17,077	53	107,851
右	厚木市	5527.09	213,100	52,210	12,393	19,179	21,203	3,620	108,605
岸処	伊勢原市	649.82	31,900	7,656	1,422	2,871	2,767	1,787	16,503
理	大磯町	638.70	27,100	7,046	1,058	2,439	477	0	11,020
区	愛川町	1237.82	30,300	7,575	1,877	2,727	11,305	0	23,484
	小 計	11674.42	537,300	132,038	28,779	48,357	52,829	5,460	267,463
	合計	30198.62	1,796,800	437,547	76,267	92,442	127,143	9,847	743,246

日最大 2030(令和12)年度

日最大	2030(令和12)年度								
処理	+m-	計画区域	計画人口			日最大計画汚	水量(m3/日)		291,381 743 8,841 101,605 68,507 51,069 13,018 31,624 566,788 138,341 137,204 20,576 14,706 27,751
理区	市町	(ha)	(人)	生活	営業	地下水	工場	開発(その他も含む)	合計
	相模原市	10169.80	677,000	203,100	33,361	23,695	28,341	2,884	291,381
	平塚市	11.40	500	155	25	18	545	0	743
	藤沢市	601.76	18,900	5,670	1,281	662	590	638	8,841
左岸	茅ヶ崎市	3085.99	234,300	72,633	10,537	8,201	9,633	601	101,605
処	海老名市	1718.70	140,000	42,000	8,614	4,900	12,993	0	68,507
理区	座間市	1372.60	120,800	38,656	3,497	4,228	4,688	0	51,069
_	綾瀬市	640.60	19,700	5,910	939	690	5,322	157	13,018
	寒川町	923.35	48,300	14,973	2,528	1,691	12,202	230	31,624
	小 計	18524.20	1,259,500	383,097	60,782	44,085	74,314	4,510	566,788
	平塚市	3620.99	234,900	82,215	17,855	21,141	17,077	53	138,341
右	厚木市	5527.09	213,100	74,585	18,617	19,179	21,203	3,620	137,204
岸処	伊勢原市	649.82	31,900	11,006	2,145	2,871	2,767	1,787	20,576
理	大磯町	638.70	27,100	10,163	1,627	2,439	477	0	14,706
区	愛川町	1237.82	30,300	10,908	2,811	2,727	11,305	0	27,751
	小 計	11674.42	537,300	188,877	43,055	48,357	52,829	5,460	338,578
	合計	30198.62	1,796,800	571,974	103,837	92,442	127,143	9,970	905,366

表-3 関連市町間の計画汚水量比率

	既計画	İ	見直し後	計画	比率増減
市町名	計画汚水量	比率	計画汚水量	比率	(%)
	(m ³ /日平均)	(%)	(m ³ /日平均)	(%)	
相模原市	250, 266	32.65	243, 966	32.82	0. 17
平塚市	116, 549	15. 20	108, 557	14.61	-0. 59
藤沢市	9, 590	1. 25	7, 413	1.00	-0. 25
茅ヶ崎市	81, 996	10.70	83, 566	11. 24	0. 54
厚木市	112, 978	14.74	108, 605	14.61	-0. 13
伊勢原市	16, 555	2. 16	16, 503	2. 22	0.06
海老名市	56, 124	7. 32	58, 384	7.86	0. 54
座間市	42, 599	5. 56	42, 276	5. 69	0. 13
綾瀬市	12, 754	1.66	11, 589	1.56	-0. 10
寒川町	30, 117	3. 93	27, 883	3. 75	-0. 18
大磯町	11, 953	1.56	11, 020	1.48	-0.08
愛川町	25, 073	3. 27	23, 484	3. 16	-0. 11
合 計	766, 554	100.00	743, 246	100.00	

2 施設計画の骨子について

今回見直した計画汚水量と、既存の水処理施設の能力検証を踏まえ施設計画を検討した。施設計画の骨子については、次のとおりとした。

(1) 幹線管渠

・既計画と同様に、防災対策の強化を図るため、既存の連絡幹線である戸沢幹線に加え、 左岸処理区と右岸処理区を結ぶ寒川平塚幹線を建設し、地震災害時等の非常時における ネットワーク機能を確保することとし、対応能力強化のため、管径を拡大した。

(2) 左岸処理場

・左岸処理場は、計画汚水量の見直しを踏まえ能力検証したところ、既計画と同様に、連絡幹線を活用して右岸処理場へ約2.8万m3/日を常時送水するものとし、9系列、処理能力約53.9万m3/日の処理場とした。

(3) 右岸処理場

・右岸処理場は、計画汚水量の見直しを踏まえ能力検証したところ、左岸処理区からの汚水量(約2.8万m3/日)を受け入れるものとし、既計画と同様に7系列、処理能力約39.4万m3/日の処理場とした。

相模川流域下水道事業処理施設計画の骨子

計画汚水量·処理施設図 計画汚水量 ; 約90.5万m³/日〔左岸 約56.7万 + 右岸 約33.9 左岸の汚水量 右岸の汚水量 相模川 (約 35.9 万m³/日) (約 57.4 万m³/日) 約 56.7 万m³/日 約 33.9 万m³/日 模川 模 伊勢原厚木幹線 中間浄化施設※ 戸沢幹線 麦瀬寒川幹線 ※処理能力には含めない 右岸幹線 大磯平塚幹線 岸 幹 右岸処理場処理能力 寒川平塚幹線 1~7系列〔計画〕1~6系列〔既設〕 約 39.4 万m³/日 約 32.3 万m³/日 左岸処理場処理能力 1~9系列〔既設〕 約 53.9 万 m³/日 相 模 湾 ı-----| 注) (上段): 既計画の値 、下段 : 見直し後の値

図-1 計画汚水量・処理施設図

表-4 施設計画の骨子

		既計画	見直し後計画	備考
処	左岸処理場	53.9万 m³/日 9系列	53.9万 m ₃ /日 9系列	
理場施	右岸処理場	39.4万 m³/日 7系列	39.4万 m³/日 7系列	
設	合 計	93.3万 m³/日 16系列	93.3万 m³/日 16 系列	
	連絡幹線	・戸沢幹線 ・寒川平塚幹線の 新設	・戸沢幹線 ・寒川平塚幹線の 新設	・連絡幹線で左岸から右岸へ2.8万 m³/日の送水 ・地震災害時等にはネットワーク化により機能確保を図る

3 設置、改築及び長寿命化対策に関する費用負担等について

全体計画の見直しに伴い、関連市町間の汚水量比率が変動したことから、関連市町間の負担原則等については次のとおりとする。

(1) 負担の区分、割振り(第2項)

現行どおりとする。

(2) 将来汚水量の算定基準 (第3項)

全体計画の見直しにおける将来汚水量は、現行の「下水道施設計画・設計指針」に基づき、関連各市町の将来人口推計や開発計画などの都市政策等を勘案して算定した令和12年度の計画汚水量としていることから、次表のように改正する。

改正	現 行
3 負担割振りの基礎となる各市町の将	3 負担金割振りの基礎となる各市町の将
来汚水量は、計画区域における現況や将 来の人口動向に影響を及ぼす都市政策	来汚水量は、都市計画法の規定により市街 化区域及び市街化調整区域を定める際の
等を勘案した人口規模及び産業規模か	人口規模及び産業規模を基準として算定
<u>ら</u> 算定した <u>令和12</u> 年度の計画汚水量	した <u>平成42</u> 年度の計画汚水量とする。
<u></u> とする。	

(3) 関連市町間の負担比率

計画汚水量を変更したため、「負担の原則」第4項に基づき、関連市町間の負担比率は、第4回(平成23年)見直し平成42年度の計画汚水量比から、今回見直し令和12(2030)年度の計画汚水量比に変更し、次表のとおりとする。

	第4回見直し	(既計画)	今回見直	ī l	負担率
市町名	計画汚水量	負担率	計画汚水量	負担率	増減
	(m³/日平均)	(%)	(m³/日平均)	(%)	(%)
相模原市	250, 266	32.65	243, 966	32.82	+0.17
平塚市	116, 549	15. 20	108, 557	14. 61	-0. 59
藤沢市	9, 590	1. 25	7, 413	1. 00	-0. 25
茅ヶ崎市	81, 996	10.70	83, 566	11. 24	+0.54
厚木市	112, 978	14.74	108, 605	14. 61	-0.13
伊勢原市	16, 555	2. 16	16, 503	2. 22	+0.06
海老名市	56, 124	7. 32	58, 384	7. 86	+0.54
座間市	42, 599	5. 56	42, 276	5. 69	+0.13
綾瀬市	12, 754	1.66	11,589	1. 56	-0.10
寒川町	30, 117	3. 93	27, 883	3. 75	-0. 18
大磯町	11, 953	1. 56	11,020	1. 48	-0.08
愛川町	25, 073	3. 27	23, 484	3. 16	-0. 11
合 計	766, 554	100.00	743, 246	100.00	

(4) 過去の建設負担金について

これまでの見直しのような大規模な区域の拡大や編入がないことから、管渠建設費及び処理場建設費共に「精算なし」とする。

(5) 負担原則の適用年度(第7項)

事業計画の変更手続きを令和2 (2020) 年度に予定していることから、新たな負担原則は令和3 (2021) 年度から適用するものとする。

(6) 負担の原則の改正について

設置に関する負担の原則改築に関する費用負担の原則及び長寿命化対策に関する費用負担の原則を次のとおり改正する。

-9-

相模川流域下水道の設置に関する負担の原則

(改正後の全文)

- 1 国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、県と関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割合はそれぞれ2分1とする。
- 2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。

区 分	負担の割振り
処理場建設費 管渠建設費	全市町で負担する

- 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。
- 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
- 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。
- 6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。
- 7 この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。

「相模川流域下水道の設置に関する負担の原則」新旧対照表

改正	現 行
1 【略】	1 国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、県と関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割合はそれぞれ2分1とする。 2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。
	区 分 負担の割振り 処理場建設費 全市町で負担する 管渠建設費
3 負担割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した合和12年度の計画汚水量とする。	3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、 <u>都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の</u> 人口規模及び産業規模 <u>を基準として</u> 算定した <u>平成42</u> 年度の計画汚水量とする。
4 【略】	4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
5 【略】	5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの 年度の事業費を按分して定めるものとする。
6 【略】	6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原 則に定められた事項について疑義が生じた場合は、 別途協議して定めるものとする。
7 この改正後の負担の原則は、 <u>令和3</u> 年度から適 用する。	7 この改正後の負担の原則は、 <u>平成24</u> 年度から適用する。

相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則

(改正後の全文)

- 1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、県と関連市町が分担するものとする。 なお、県と関連市町の負担割合は、県1/2、市町1/2とする。
- 2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。

区分	負担の割振り
処理場改築費 及び管渠改築費	全市町で負担する

- 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。
- 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
- 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。
- 6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。
- 7 この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。

「相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」新旧対照表

改正	る
1 【略】	1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、県と関連市町が分担するものとする。 なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1/2、市町1/2とする。
2 【略】	2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。
	区分負担の割振り処理場改築費全市町で負担する
3 負担割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した合和12年度の計画汚水量とする。	3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、都市計画法の規定により市街化区域及び市街化 調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準 として算定した平成42年度の計画汚水量とする。
4 【略】	4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
5 【略】	5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの 年度の事業費を按分して定めるものとする。
6 【略】	6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原 則に定められた事項について疑義が生じた場合は、 別途協議して定めるものとする。
7 この改正後の負担の原則は、 <u>令和3</u> 年度から適 用する	7 この改正後の負担の原則は、 <u>平成32</u> 年度から適 用する。

相模川流域下水道の長寿命化対策に関する費用負担の原則 (改正後の全文)

- 1 施設の長寿命化対策に関する事業費の地方負担額については、関連市町が分担するものとする。
- 2 関連市町の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。

区 分	負担の割振り
処理場長寿命化対策費 及び管渠長寿命化対策費	全市町で負担する

- 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和 12年度の計画汚水量とする。
- 4 都市の発展状況が計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
- 5 関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。
- 6 この負担原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。
- 7 この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。

「相模川流域下水道の長寿命化対策に関する費用負担の原則」新旧対照表

改正	2 関する實用負担の原則」新旧対照表 現 行
1 【略】	1 施設の長寿命化対策に関する事業費の地方負担 額については、関連市町が分担するものとする。
2 【略】	2 関連市町の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。
	区 分 負担の割振り 処理場長寿命化対策費 及び管渠長寿命化対策 全市町で負担する 費
3 負担割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。	3 負担割振りの基礎となる各市町の将来汚水量 は、都市計画法の規定により市街化区域及び市街 化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を 基準として算定した平成42年度の計画汚水量と する。
4 【略】	4 都市の発展状況が計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
5 【略】	5 関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度 の事業費を按分して定めるものとする。
6 【略】	6 この負担原則に定めのない事項又は、負担の原 則に定められた事項について疑義が生じた場合 は、別途協議して定めるものとする。
7 この改正後の負担の原則は、 <u>令和3</u> 年度から適用する	7 この改正後の負担の原則は、 <u>平成24</u> 年度から 適用する。